# 04 職員の分限及び懲戒処分の状況

## ①分限処分の状況

平成28年度において、免職処分及び降任処分された職員はいませんでした。 また、平成28年度に休職処分された職員は3人となっています。

#### ②懲戒処分の状況

平成28年度において、懲戒処分を受けた職員は1人(戒告1人)でした。 処分事由は、職務上の義務違反関係となっています。

# 05 職員の服務の状況

# ①職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。ただし、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や職務上必要な教養を目的とする講習会、講演会等に参加する場合などに、職務専念義務が免除されることがあります。

#### ②営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねる、報酬を得ていかなる事業若しくは事 務に従事等してはならないとされています(地方公務員法第38条)。

平成28年度における許可件数は2件となっております。

# 06 職員の研修及び人事評価の状況

#### ①研修の概要

平成28年度に実施した研修は、以下のとおりです。

研修区分	コース数	延べ人数
町独自研修	9コース	287 人
派遣研修	34 コース	63 人

#### ②職員の人事評価

職員がその担当する業務において、「目標管理」の手法を用いて、「業務遂行過程で発揮した能力」及び「業務の達成状況や 取組内容」を適正に評価し、人事管理の基礎とするための人事評価制度に平成28年度から取り組んでいます。

# 07 職員の福祉及び利益の保護の状況

## ①福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は山形県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。また、事業等を補完するため、一般社団法人山形県市町村職員互助会が設けられており、祝金の支給等の事業を行っています。

その他の福利厚生事業として、本町において福祉増進等を図る目的で、職員厚生会に補助金65千円を交付しました。事業 内容は、サークル活動助成、鑑賞助成となっています。

## ②公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成28年度に公務災害の認定された件数は1件となっています。

# Ⅱ 公平委員会の業務の状況

#### 1. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成28年度で、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

# 2. 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成28年度は、該当ありませんでした。